

有限会社 紀伊自動車学校 ジョブスクール東紀州教室  
介護職員初任者研修免除規定

第1条 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者とする。

免除できる科目 : 職務の理解  
免除時間数 : 6時間

免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」(三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱 参考様式4)の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行う事とする。